

第 8 回

熊本県議会

# 文教治安常任委員会会議記録

平成23年2月23日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成23年2月23日(水曜日)

午前10時1分開議  
午前11時24分休憩  
午前11時28分再開  
午前11時30分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第11号）
- 議案第5号 平成22年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第9号 平成22年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）
- 議案第28号 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 指定管理者の指定について
- 議案第42号 指定管理者の指定について
- 議案第43号 指定管理者の指定について
- 議案第44号 指定管理者の指定について
- 議案第45号 指定管理者の指定について
- 議案第46号 指定管理者の指定について
- 議案第53号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第54号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第55号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第102号 専決処分の報告及び承認について
- 報告第5号 専決処分の報告について

出席委員（7人）

委員長 守田 憲 史  
副委員長 船田 公 子  
委員 山本 秀 久

委員 倉重 剛  
委員 松村 昭  
委員 平野 みどり  
委員 早田 順一

欠席委員（1人）

委員 竹口 博己

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山本 隆 生  
教育次長 岡村 範 明  
教育次長 岩瀬 弘 一  
教育次長 阿南 誠一郎  
教育政策課長 松永 正 男  
高校教育課長 瀬口 春 一  
義務教育課長 谷口 慶 志 郎  
学校人事課長 柳田 誠 喜  
社会教育課長 小野 賢 志  
人権同和教育課長 川上 修 治  
文化課長 小田 信 也  
体育保健課長 城長 眞 治  
施設課長 後藤 泰 之  
高校整備政策監兼  
高校整備推進室長 山本 國 雄

警察本部

本部長 中尾 克 彦  
警務部長 金高 弘 典  
生活安全部長 吉村 郁 也  
刑事部長 吉田 親 一  
交通部長 富永 義 喜  
警備部長 古川 隆 幸  
首席監察官 中野 洋 信  
参事官兼警務課長 池部 正 剛  
参事官兼会計課長 緒方 博 文  
監察課長 飯田 繁

参事官兼

生活安全企画課長 那 須 賢 児  
参事官兼刑事企画課長 本 山 秀 樹  
参事官（組織犯罪対策）吉 長 立 志  
参事官兼交通企画課長 田 上 隆 章  
交通規制課長 高 野 利 文  
参事官兼警備第一課長 中 島 恵 一

事務局職員出席者

議事課主幹 濱 田 浩 史  
政務調査課主幹 木 村 和 子

午前10時1分開議

○守田憲史委員長 それでは、ただいまから第8回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審議を行います。

議案について、警察本部、教育委員会の順で執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、説明等を行われる際は、着席のままです。

それでは、中尾警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○中尾本部長 おはようございます。

委員長を初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたって御理解と御支援を賜っておりますことに、まずもって本席をお借りして厚く御礼を申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、現下の治安情勢を踏まえながら、県警察の本年の取り組みの基本方針について御説明をいたします。

まず、県警察の総合治安計画であります

「安全・安心くまもと」実現計画2010に掲げた3つの基本目標の取り組みの結果につきましては、刑法犯の認知件数は前年と比べて10%減少し、7年連続の減少を達成しております。

また、交通死傷事故についても発生件数、負傷者数、死者数ともに3年連続で減少し、特に死者数は78人と、57年ぶりに80人を下回るなど着実に成果があらわれたところであります。

他方、犯罪の検挙については、検挙人員は前年と比べて若干減少いたしました。内容的には近親者による殺人事件などの社会的反響の高い凶悪事件やネットワーク犯罪、経済事案等の難しい事件を解決するなど、全部門において質の高い成果を残したのではないかとこのように総括をしているところでございます。

しかしながら、昨年後半からの県下の治安情勢を展望してみますと、依然として子供や女性さらには高齢者などの社会的弱者が被害者となる各種犯罪が発生している状況にあります。加えて、3月の九州新幹線の全線開業や来年に迫った熊本市の政令指定都市への移行など、あらゆる分野において大きな変革の時期を迎えており、これを機に県内各地の繁華街・観光地での犯罪形態の変化や反社会的勢力関係者の流入が懸念されるなど、治安上の新たな課題も浮上してきているところでございます。

そこで本年は、このような課題に緊急かつ的確に対処していくために、犯罪の起こりにくい社会づくりの推進、繁華街対策としてのわくわく都市くまもとクリーンアップ大作戦の推進、非行少年を生まない社会づくりの推進、暴力団排除条例の活用・定着による暴力団排除の推進といった、新たなテーマへの取り組みを強化していくことといたしました。

特に繁華街対策と暴力団排除対策につきましては、昨年9月定例県議会での県迷惑行為

等防止条例の改正、同11月定例県議会での熊本県暴力団排除条例の制定をいただくなど法整備を図っていただいたところでございますので、今後この2つの条例を積極的に活用して、客引き行為や女性スカウト等の風俗事犯や暴力団をターゲットにした集中取り締まりを展開するとともに、本年を新たな暴力団排除元年というふうに位置づけまして、県民、事業者等への積極的な広報や新たな暴排組織の結成等を促進することによって、社会全体における暴排意識の高揚と暴力団との関係遮断を強力に図ってまいります。

それでは、先議でお願いしております警察関係の議案について申し上げます。

今回御審議いただきますのは、第1号議案平成22年熊本県一般会計補正予算ですが、これは警察施設整備に要する経費の増額、職員手当等の過不足調整、その他契約残などの不用見込額の減額等で、計5億9,754万円余の減額補正をお願いするものでございます。

第28号議案は、熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、これは熊本市の住居表示整備事業に伴う町名変更に伴いまして、熊本北警察署の管轄区域の表記を改めるものでございます。

第55号議案は、専決処分の報告及び承認についてでございますが、これは地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した、職員による交通事故の和解及び損害賠償額の決定の報告及び承認に関するものでございます。

第102号議案は、専決処分の報告及び承認についてですが、これは地方自治法第96条第1項第12号の規定により、警察職員の自殺に係る損害賠償請求事案の判決に伴う控訴に関するものでございます。

次に報告第5号議案でございますが、専決処分についての報告でございまして、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決

処分した職員による6件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定の報告に関するものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課長の方が説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方会計課長 それでは予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づいて御説明をいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

第1号議案平成22年度熊本県一般会計補正予算(第11号)についてでございます。

まず、公安委員会費でございます。16万2,000円の減額をお願いしておりますが、これは公安委員会報酬の不用見込額でございます。

次に、警察本部費でございます。5億1,221万9,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の職員給与費1億260万5,000円の増額は、職員給与、手当等の過不足調整によるものでございます。

2の退職手当6億75万9,000円の減額は、退職予定者数の減員によります退職手当費の不用見込額でございます。

3の警察一般管理費1,406万5,000円の減額は、警察官の被服整備費、警察統合OAシステムの機器リース料、保守委託費、緊急雇用創出事業、これは安全・安心サポート事業でございますが、これにおける車両のリース料等の不用見込額でございます。

また、庁舎管理運営費の財源更正費におきましては、平成22年10月から行っております本部庁舎、県下23警察署等の警察庁舎における自動販売機設置に係る財産の貸付料収入として1,540万6,000円を新たに歳入計上しておりますので、当該事業に財源充当したものでございます。

続いて装備費につきましては、11月補正予算で措置していただきましたヘリコプターテ

レビスシステムの更新費に財源充当しております、熊本県地域活性化公共投資臨時基金1億913万5,000円の減額に伴い一般財源を増加する財源更正でございます。

次に、警察施設費でございます。3,583万円の減額をお願いしております。

説明欄1の警察施設維持費652万8,000円の減額費については、庁舎清掃等の庁舎保守管理委託費の不用見込額でございます。

2の警察施設整備費2,930万2,000円の減額については、警察署庁舎の耐震改修工事費、警察施設整備に係る設計監理委託費及び工事費等の契約残を、不用見込額として計上しているところでございます。

また、新幹線元年戦略として、2,993万4,000円の増額は、九州新幹線操車場周辺の治安対策を強化するため、地域活性化きめ細かな交付金を活用しまして、老朽化が著しい富合新駐在所及び小岩瀬駐在所統廃合の上、富合複合駐在所を新築するための工事費3,180万8,000円の増額と、同用地購入費の契約残187万4,000円の減額を合わせて計上しているところでございます。

2ページをお願いいたします。

まず、運転免許費でございます。1,548万円の減額をお願いしておりますが、これは運転免許関係の講習に使用します車両運転シミュレーターリースの契約に係る不用額でございます。

次に、恩給及び退職年金費でございます。762万1,000円の減額をお願いしておりますが、これは恩給受給者の死亡によりまして、支給対象者数の減に伴います不用見込額でございます。

続いて、警察活動費でございます。2,622万8,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の一般警察運営費1,751万5,000円の減額は、活動旅費等の不用見込額、被留置者数の減に伴う被留置者食料費等の不用見込額などでございます。

2の生活安全警察運営費399万6,000円の減額は、緊急雇用創出基金を活用しておりますセーフティーパトロール委託費の不用額でございます。

3の交通警察運営費につきましては、自動車保管場所確認申請件数の増に伴う保管場所調査委託費の増額131万6,000円及び6月補正で緊急雇用創出基金を活用しまして措置していただきました道路標識保守点検業務委託費の不用額603万3,000円の減額を計上しております。

以上、警察費合計欄に記載しておりますように、平成22年度2月補正における予算総額は、5億9,754万円の減額となりまして、補正後の予算総額は391億9,746万5,000円となります。

次に、3ページをお願いいたします。

第1号議案、第3表債務負担行為補正についてでございます。

まず、債務負担行為の追加設定といたしまして、交番11カ所、駐在所47カ所、職員宿舎24カ所等の土地・建物の賃借に関する経費として2,493万8,000円の補正をお願いしております。

次に、債務負担行為の変更設定につきましては、警察関係業務として平成23年度当初から役務の提供を受ける必要があります道路使用許可調査業務委託、文書送達業務委託、大津警察署仮庁舎購入、宇城警察署不知火交番仮事務所購入、事業者専任者講習業務委託、セキュリティシステム設置委託、速度違反自動取り締まり装置保守委託などの8事業、計3,440万2,000円につきまして、11月補正予算で設定いたしました4億1,028万7,000円に追加し、総額4億4,468万9,000円に変更するものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○池部警務課長 それでは、第28号議案熊本

県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。資料は、4ページから6ページになります。

これは熊本市が毎年行っております住居表示整備事業により、熊本市の下硯川町の一部、大窪1丁目の一部及び大窪2丁目一部の町名が変更され、下硯川1丁目及び下硯川2丁目新設されましたことから、これらの地域を管轄する熊本北警察署の管轄区域の表記の一部を改正し、公布の日に施行するものであります。

なお、本改正は管轄区域の表記の変更であり、警察署の管轄区域を変更するものではありません。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○中野首席監察官 資料の7、8ページをごらんください。

第55号議案の専決処分報告及び承認について、御報告いたします。

本件は、職員による公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するものであります。

本件交通事故は、平成20年1月9日午後9時2分ごろ、熊本市城南町において熊本南警察署員が改造自動二輪車を緊急走行で追跡中、T字路交差点に差しかかったところで、自動二輪車が急ブレーキをかけたため、それに即応できず追突したものであります。

この事故により、自動二輪車の運転者に当初、安静・加療約3週間を要する頭部外傷などの障害を負わせ、その後、後遺障害の申し立てがあったものです。

和解内容については、相手方の損害として県が車両修理費30万8,400円、治療費、後遺障害、慰謝料等5,901万743円、合計5,931万9,143円を賠償するものであります。

なお、職員にはけがはありませんでした。

以上のとおりであります。本件事故は関係職員が改造自動二輪車で信号無視をして暴走する被疑者を検挙すべく、旺盛な責任感と使命感により惹起したものであります。しかしながら、交通事故を起こしたことについては、その事実を真摯に受けとめ、交通事故防止のためさらに指導、教養を徹底し、運転技能の向上に努めてまいり所存であります。

先般、新聞にも掲載されておりましたが、平成22年中の暴走族に対する苦情件数は、平成17年の約4分の1までに減少しており、さらに暴走族の構成員数も、通報数とともに減少傾向にあります。

これも、警察職員が暴走族の絶無に全力を傾注している結果であり、これからも県民のため組織一丸となって、暴走族の取り締まり強化をしていく所存であります。

また同様に、交通事故防止についても指導、教養を徹底し再発防止に努めてまいりますので、承認のほどよろしくお願いをいたします。

次に、資料別紙と書いております文教治安常任委員会説明資料(先議)と書かれた資料をごらんください。

第102号議案の専決処分報告及び承認について、報告をいたします。

本件は、職員の自殺に係る損害賠償請求事件について、第1審の判決に伴う訴えの提起に関するものであります。

本件は、元県警察職員であった原告等が、平成16年5月24日、当時、県警剣道特練部員であった原告の長男、当時22歳が自殺した原因は、訓練中、他の剣道特練部員から執拗な突き技をされるなどのいじめによるものとして、平成19年4月5日、熊本県に対し約6,360万円の損害賠償を求め、熊本地方裁判所に提訴した損害賠償請求事件であります。

なお、原告等は平成22年10月、仮に剣道特練部員のいじめと職員の自殺に因果関係が認められないとしても、原告等の長男はいじめ

により精神的苦痛を受けており、その慰謝料の請求権を有するとして、2,100万円を追加請求したものであります。

本訴訟は、自殺した職員に対する剣道特練部員によるいじめの有無が争点となり、19回の審理を経て平成23年2月16日、熊本地方裁判所は被告熊本県に対し損害賠償金約200万円の支払いを命ずる判決を言い渡しました。

この判決は、いじめと自殺との因果関係を否定した上で、自殺した職員に対する剣道特練部員による疎外行為等を認定し、その慰謝料の支払いを命じたものであります。

県警は、裁判所が認定した疎外行為等を含め、原告らが主張するようないじめは一切認められず、熊本県は何ら責任を負うものではないとして、敗訴部分の取り消し等を求める控訴の手続きをとることとしたものです。

御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、もとの資料の9ページから11ページをごらんください。

報告第5号議案の、専決処分報告について御報告いたします。

本件は、職員による公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもの6件であります。6件のうち4件が、警察官を第1当事者とする交通事故であります。

その4件の事故の原因は、安全不確認によるもので、不審者の追求中あるいは捜査活動中に方向変換する際、車両等に衝突したものであります。

残余の2件は、警察及び相手方双方の安全不確認による交通事故であります。

なお、この6件の交通事故については、いずれも任意保険の補償範囲内です。

警察本部といたしましては、公用車の交通事故防止を図るため、職員1人1人に基本的遵守事項を周知徹底させることを目的として、教養資料及び事故事例を掲載した文書の

発出による指導、教養を行うとともに、事故当事者を招致した交通事故の原因、再発防止対策検討会の実施、運転免許センターにおける運転シミュレーターを使用しての危機意識の醸成、基本を再確認するための指導員の同乗指導、運転技能向上に向けた訓練などの実践的教育、訓練を推進いたしております。

また、各所属におきましては随時、交通事故防止に関する指導・教養を実施し、後退時の確実な誘導や相勤者との連携などを実践させるとともに、運転技能向上を目的とした自動車教習所等における運転実技訓練、再発防止に向けた事故事例に対するグループ検討会、運行前の車両点検及び整備・清掃、職員の体調の把握など、交通事故の実態に応じた各種事故防止対策を講じております。

さらに本年1月からは、公用車交通事故防止の取り組みを強化するため、公用車交通事故防止操法プランを策定いたしまして、交通事故防止の絶無を図っているところでございます。

よろしくお願ひいたします。以上であります。

○守田憲史委員長 引き続き、教育委員会から説明をお願いします。

初めに、山本教育長。

○山本教育長 おはようございます。説明させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、平素から教育行政全般にわたりまして深い御理解と御協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

今議会に提案されております、教育委員会関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず補正予算でございます。

第1号議案平成22年度熊本県一般会計補正予算外特別会計2議案とあわせまして14億3,

160万円余の減額補正をお願いいたしております。

予算の主な内容といたしましては、特別支援学校の施設整備に係る国庫補助採択に伴う事業費、経済対策である住民生活に光をそそぐ交付金を活用した県立図書館における子ども図書室の拡張及び蔵書資料へのＩＣタグ導入の経費、それから細川コレクション永青文庫展示室の拡充改修工事、そして文化財収蔵資料整理事業などの費用を増額補正し、事業費の確定等に伴う所用の減額補正を行うものでございます。

続きまして、繰越明許費でございます。

県立総合体育館等の設備整備などにおきまして、年度内に整備を完了することが困難でありますため、繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為の設定でございます。

県内6つの体育施設の指定管理業務の指定期間が今年度末で満了するために、来年度から改めて5年間指定管理業務を委託することとし、その経費について債務負担行為の設定をお願いいたしております。

このほか条例等の議案といたしまして、第41号から第46号議案指定管理者の指定についてでございますが、これはただいま申し上げましたように藤崎台県営野球場、熊本武道館、県立総合体育館、県民総合運動公園、県営八代運動公園それから総合射撃場、この6施設の指定管理者を改めて指定するに当たりまして、地方自治法の規定により県議会の議決を経る必要があるために提案するものでございます。

また、第53号及び第54号議案専決処分の報告及び承認についてでございますが、これは熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

民事訴訟法の規定により、債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件でございますので、議会で御審議いただく時間がなかったことから、専決処分をしたものでござ

います。

詳細につきましては、この後、担当課長からそれぞれ御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

まず教育委員会所管の平成22年度2月補正予算案の総括的な説明を申し上げます。資料の1ページをごらんください。

補正を計上した事業は、人権同和教育課を除く各課に係る事業でございます。補正額は特別会計を含め合計14億3,160万8,000円の減額をお願いしております。

次に、資料の2ページをごらんください。教育政策課分について、御説明いたします。

上段の教育委員会費は、委員報酬の支給見込み減により182万6,000円を減額するものでございます。

下段の事務局費は、職員給与費の支給見込み増などにより1,558万9,000円を増額するものでございます。

なお、職員給与費は平成22年1月1日現在の人員で当初予算を計上しており、4月以降の異動によりまして支給見込額の増減が生じたため補正するものです。

教育政策課以外にも職員給与費を計上している課がありますが、同様の理由で補正を行うものでございまして、関係課からのそれぞれの説明は割愛させていただきます。

次に、資料3ページをごらんください。

上段の教職員人事費は、事業費確定に伴い6,791万4,000円を減額するものでございます。

ここで教職員住宅建設事業費につきましては、現在建設は行っておりませんが、教職員住宅の廃止に伴う解体費の確定により減額するものでございます。

また教職員住宅等管理費につきましては、教職員住宅の家賃収入が当初の見込みより増

加したことに伴い、678万5,000円の財源更正を行うものでございます。

下段の、恩給及び退職年金費は、事業費確定に伴い1,326万円を減額するものでございます。

次に、資料19ページをごらんください。

明許繰越費につきましては、11月定例県議会で16億4,200万円の設定を認めていただきましたが、今回補正をお願いするものです。

1の追加ですが、県立総合体育館の消防設備改修等に係るものです。

2の変更ですが、上段の高等学校費は人吉高校グラウンドの改修や鹿本農業高校実習棟の耐震改修などに係るものです。

中段の特別支援学校費は、分教室整備や熊本養護学校教室の空調工事などに係るものです。

下段の社会教育費は、県立図書館子ども図書室の拡張や永青文庫展示室拡充等に係るものです。

教育政策課からの説明は、以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございませぬ。説明資料の4ページをごらんください。

5段の事務局費は、24万7,000円の減額でございませぬ。これは説明欄1の(1)育英資金未収金回収強化事業における非常勤職員の勤務時間の減少に伴う減額でございませぬ。

次の段の教育指導費は、1,973万7,000円の減額でございませぬ。これは主なものとしまして、説明欄1の(1)通学支援事業における支出見込みの減額や、3の(1)初任者研修の支出見込みの減額及び5の(1)高校生修学支援基金の運用利息積み立ての増額等でございませぬ。

なお、このうち3の(1)初任者研修につきましては、初任者が校外で研修を行う際にかかわって授業を行う非常勤講師の採用減に伴う支出見込みの減でございませぬ。なお、必要な

講師の確保はできておりますので、初任者の研修により授業に影響が出るというようなことはございませぬ。

続きまして、説明資料の5ページをごらんください。

後段の教育振興費は、20万6,000円の減額でございませぬ。これは県立中学校運営費における理科教育設備、国庫補助事業の事業費確定に伴う減額でございませぬ。

次の段の教育振興費は、628万9,000円の減額でございませぬ。これは主なものとしまして、説明欄の1の(1)県立高校における理科教育等設備費の国庫補助事業費確定に伴う減額及び3の(1)産業教育設備整備費における事業費確定における減額等でございませぬ。

3段目の学校建設費は、7,107万5,000円の減額でございませぬ。これは説明欄1の(1)併設型中高一貫教育施設整備事業の県立中学校3校の施設整備における事業費確定に伴う減額及び1の(2)の県立高等学校再編・統合施設整備事業の八代・水俣地区新設高校の施設整備における事業費確定に伴う減額でございませぬ。

4段目の特別支援学校費は、3億3,054万3,000円の増額でございませぬ。これは説明欄1の(1)特別支援学校の施設整備において、9月補正予算で国庫補助採択に伴いまして熊本養護学校の分教室の工事費を前倒ししたことに引き続きまして、今夏は国庫補助採択に伴いまして松橋西養護学校、芦北養護学校の分教室の事業費を前倒しすることによる増額及び特別支援学校における理科教育設備国庫補助事業の事業費確定に伴う減額でございませぬ。

続きまして、6ページをごらんください。

育英資金等貸与特別会計繰出金は、408万1,000円の減額でございませぬ。これは説明欄1の(1)の一般会計から育英資金特別会計への繰出金でございまして、育英資金特別会計の緊急支援事業における貸与申請者の実績に

よる繰出金の減額でございます。

以上、一般会計につきましては2億2,890万8,000円の増額でございます。

次に、資料7ページをごらんください。

まず、県立高等学校実習資金特別会計でございます。上段の農業高等学校費は、14万4,000円の増額でございます。これは、運用利息の積立額確定による増額でございます。

続きまして、資料8ページをごらんください。育英資金等貸与特別会計でございます。

資料中段の育英資金等貸付金は、1,517万5,000円の減額でございます。これは主なものとして、説明欄1の(1)から(3)の貸与申請者等の実績による貸付金の減額及び説明欄3の(3)寄附を基金へ積み立てることによる増額等でございます。

以上、一般会計、特別会計を合わせまして、総額2億1,387万7,000円の増額でございます。

続きまして、資料45ページから53ページまでをごらんください。

今回、専決処分の報告及び承認を求める2件の議案を提出しておりますが、いずれも熊本県育英資金の返還金に係る訴えの提起に関するものでございます。

まず、資料45ページの議案第53号につきましては、内容欄の2、専決処分の理由に記載しておりますように、県が行った育英資金の返還に係る支払督促に対しまして49名の債務者から異議の申し立てがなされ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行したことによる専決処分でございます。

また、資料51ページの議案第54号につきましては、先ほどと同様、11名の債務者に関する専決処分でございます。いずれの専決処分も債務者からの異議申し立てと同時に訴訟に移行する案件につきましては、議会で審議していただく時間がないことから、地方自治法に基づき行ったもので、これを本議会に報告し承認を求めるものでございます。

なお、資料には記載がございませんが、異議申し立ての内容は、これまでと同様に県からの一括返済請求に対しまして分割払いを求めるものでございます。今回の合わせて60件を含めまして、これまで訴訟に移行しております計216件の案件のうち約半数の119件につきましては、すでに判決をいただいております。すべて本県の主張が認められているところでございます。

御審議のほどを、よろしくお願いいたします。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

一般会計の教育指導費2,821万3,000円の減額をお願いしております。

資料右端の説明欄をごらんください。1の学校教育指導費ですが、683万4,000円の減額でございます。

(1)理科教育支援員配置事業及び次の(2)特別支援教育交流等推進事業につきましては、国庫委託金の内示減によります事業費確定に伴う減額でございます。

次に2の教員研修費ですが、1,239万円の減額でございます。

(1)初任者研修においては、先ほど説明がありました高校教育課と同じように初任者が校外で研修を行っているときに初任者にかわって授業を行います非常勤講師の採用減などに伴います支出見込みの減額でございます。

その下の(2)教職経験者研修においては、10年経験者研修受講者減に伴う支出見込みの減額。

次の(3)指導改善研修事業においては、研修指導員配置減に伴う支出見込みの減額でございます。

次に3の児童・生徒の健全育成費でございますが、898万9,000円の減額でございます。

子どもたちの自立支援事業でございます

が、これは不登校や問題行動の未然防止や解消に向けた調査・研究を行うもので、国庫委託金の内示減によりまず事業費確定に伴う減額でございます。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳田学校人事課長 学校人事課でございます。

資料の10ページをお願いします。

まず、事務局費でございますが、4,652万4,000円の減額をお願いしております。これは教育委員会事務局職員の退職者が見込みよりも少なかったために減額するものでございます。

2段目の教職員人事費でございますが、1億3,374万8,000円の増額をお願いしております。これは教職員の勧奨退職者が当初見込みよりも増加したことに伴いまして、退職手当1億4,269万4,000円の増額、それから管理運営費の事業費確定によりまして894万6,000円の減額をするものでございます。

一番下の教職員費、これは小学校の教職員の給与費と旅費でございますが、7億2,775万4,000円の減額をお願いしております。

次の11ページをお願いします。

一番上の教職員費につきましては、中学校分の教職員の給与と旅費についてでございますが、こちらも5億5,938万4,000円の減額をお願いしております。小学校、中学校いずれも昨年の人事委員会勧告によりまして、期末勤勉手当の支給率が0.2月減額になったことによりまして、教職員費の給与費の減。

それから、活動旅費の支給見込みが減になることによりまして減額するものでございます。

中段の高等学校総務費でございますが、4億5,379万5,000円の減額をお願いしております。これは先ほど説明いたしました小学校、中学校の教職員費と同様に高等学校の教職員

に係る給与費4億4,229万5,000円の減額。

それから、学校運営費の事業費確定によりまして1,150万円の減額をするものでございます。

一番下の全日制高等学校管理費でございますが、783万1,000円の減額をお願いしております。これは学校運営費の支出見込みの減によるものでございます。

次に、12ページをお願いします。

特別支援学校費でございますが、2,438万7,000円の減額をお願いしております。これは特別支援の教職員に係る給与費が、児童・生徒の増によりまして教職員の数がふえたことによりまして3,406万5,000円の増。

それから、学校運営費の支出見込み減によりまして2,320万1,000円の減額。

それから、就学奨励費の事業費確定によりまして3,525万1,000円の減額をするものでございます。

総額16億8,592万7,000円の減額をお願いしております。

以上、御審議のほどをよろしく申し上げます。

○小野社会教育課長 社会教育課でございます。

資料は、13ページをお願いいたします。

まず、社会教育総務費につきましては、8,839万6,000円の減額補正をお願いしております。そのうち、2の地域・家庭教育力活性化推進事業費は、国庫補助事業である放課後子ども教室推進事業の実施市町村の事業費確定によりまして、1,056万2,000円の減額となります。

3番目、社会教育諸費は、熊本県立あしきた青少年の家の空調機の修繕や海の家での活動の際に使用します救助艇の更新など、青少年教育施設の設備・備品等の整備に要する経費を青少年教育施設管理運営費に追加計上したことによりまして1,620万2,000円の増額と

なるもので、こちらは経済対策事業として行うものでございます。

4の国庫支出金返納金は、平成21年度に実施いたしました放課後子ども教室推進事業の国庫補助金が本年度に確定したことに伴いまして生じた国庫精算返納金216万2,000円を新たに計上したものでございます。

続きまして、図書館費でございます。1億7,867万円の増額補正をお願いしております。

2番目、図書館整備費につきましては、子ども図書室の拡張及び蔵書資料へのICタグ導入に要する経費1億6,391万円を新たに計上したもので、こちらは経済対策事業として実施するものでございます。

以上、総額で9,027万4,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどを、よろしくお願いいたします。

○小田文化課長 文化課でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

まず、文化費ですが、総額2億2,823万円の減額でございます。

減額の主なものとしまして、説明欄にあります3の文化財調査費で、国等の公共事業に伴い県が受託した埋蔵文化財発掘調査の事業費確定により減額するものでございます。

また、4の文化財保存管理費として(5)の文化財収蔵資料整理事業ですが、文化財資料室にあります埋蔵文化財発掘調査に関連した出土文化財の整理・保存・保管のための収蔵施設設置に要する経費でございます。

資料15ページをお願いいたします。

美術館費ですが、総額2億4,750万8,000円の増額でございます。

主なものとしまして、3(1)の細川コレクション永青文庫展示室の拡充に伴う改修工事に要する経費です。

なお、今説明をいたしました収蔵施設設置と永青文庫展示室の拡充につきましては、経

済対策事業として行うものでございます。

文化課につきましては、以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

資料は16ページをお願いいたします。

まず、下段の体育振興費として1,537万円の減額をお願いしております。

これは主なものとして地域スポーツ人材の活用実践事業の国庫委託事業費確定に伴う減や、県体育協会派遣職員の人件費相当分の補助金の減によるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

体育施設費として7,919万7,000円の増額をお願いしておりますが、その主な内容は、説明欄2の(1)県営体育施設整備事業における県立総合体育館の消防設備改修工事実施設計の事業費確定に伴う減と、(2)の経済対策事業として行う同体育館消防設備改修工事による増との差引額でございます。

以上、総額では7,625万1,000円の増額となります。

続きまして、債務負担行為の設定について御説明をいたします。資料は20ページでございます。

県立の6つの体育施設について、本年度が指定管理者の管理委託期間の最終年度であることから、改めて平成23年度から27年度までの5年間を指定管理の委託期間として債務負担行為の設定を行うものでございます。

続きまして、指定管理者の指定について御説明をいたします。資料は21ページからでございます。

先ほどの6施設の指定管理者を改めて指定するに当たり、地方自治法の規定により提案するものでございます。候補者の選定につきましては、熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用方針に基づき行ったところでござ

います。選定の経緯につきましては、6施設ともに平成22年11月から12月にかけて公募し、申請がありました延べ18団体について、熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針に従って外部委員4名、内部委員3名から成る指定管理候補者選定委員会を設置し、施設ごとに審査を行いました。そして各委員の採点した結果を合計し、総合点が最も高い団体を指定管理候補者として決定したところでございます。

それぞれの施設の審査結果等について、御説明いたします。

まず、22ページの藤崎台県営野球場指定管理候補者の選定結果についてでございます。上から順に選定の経緯、審査結果等、指定管理候補者選定委員会の委員氏名等について記載しております。他の施設についても同様に作成しておりますので、以後も本様式にて主に審査結果及び選定理由を中心に説明させていただきます。

藤崎台県営野球場につきましては、財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ株式会社グループが、指定管理候補者として選定されました。

選定理由は、指定管理者として施設を適正に管理している実績、プロ野球や大規模大会の誘致、閑散期や夜間利用の促進利用機会の拡大などへの取り組みとともに、美津濃株式会社が全国で展開しているスポーツプログラム等を取り入れた新たな事業を実施することで、利用者の増加及びサービス向上を図る取り組みが評価されたものでございます。

26ページをお願いいたします。

熊本武道館につきましては、財団法人熊本県武道振興会が指定管理候補者として選定されました。

選定理由は、指定管理者として本県の武道振興に資する事業の実績、施設を有効活用したサービス向上の取り組みが評価されたこと、また武道教室等自主事業の実施におい

て、県内の各武道競技団体と連携し、指導者を確保することによる安定的な運営が可能な人的能力が評価されたものでございます。

30ページをお願いいたします。

熊本県立総合体育館につきましては、財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ株式会社グループが、指定管理候補者として選定されました。

選定理由は、現指定管理者が実施しているスポーツ教室等の自主事業に、現在利用している一般利用者や各種大会とのバランスを図りながら、美津濃株式会社が全国で実施しているスポーツプログラムやスポーツ大会等を取り入れるなどの新たな自主事業を実施することで、利用者の増加及び利用者へのサービス向上を図る取り組みが評価されたこと、また事業計画に沿った管理を安定的に実施するための必要な人員の確保及び財政的基盤について評価されたものでございます。

次に、34ページをお願いします。

熊本県民総合運動公園につきましては、財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ株式会社グループが、指定管理候補者として選定されました。

選定理由は、現指定管理者が実施しているスポーツ教室等の自主事業に、現在利用している一般利用者や各種大会とのバランスを図りながら、美津濃株式会社が全国で実施しているスポーツプログラムやスポーツ大会等を取り入れるなどの新たな自主事業を実施することで、利用者の増加や利用者へのサービス向上を図る取り組みが評価されたこと、また陸上競技場、パークドーム、テニスコート、サッカー場、ラグビー場、体育館など多くの施設を有する県民総合運動公園全体を有効に活用することで本県のスポーツ振興に寄与する取り組みが評価されたこと、さらに事業計画に沿った管理を行うために必要な人員の確保や類似施設の運営実績、利用者への苦情対応、施設の補修・修繕に係る実施内容につ

いて評価されたものでございます。

次に、38ページをお願いします。

熊本県営八代運動公園につきましては、熊本利水工業株式会社が、指定管理候補者として選定されました。

選定理由は、現指定管理者として施設を適正に管理するとともに、認知度の向上と利用者の増加を図っていること、地元マスコミの活用やフリーマーケットの開催等、地域と密着した取り組みで利用者が着実に増加するなど、これまでの実績と八代圏域を中心とした八代ならではの事業展開による堅実な運営が期待できることが評価されたものでございます。

42ページをお願いいたします。

熊本県総合射撃場につきましては、財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ株式会社グループが、指定管理候補者として選定されました。

選定理由は、当射撃場の機能を有効に活用しながら、財団法人日本クレー射撃協会の公式大会や大規模大会の誘致、自主事業としての射撃大会や射撃研修会の開催、利用者優待制度の導入等による利用者や利用料金を増加させること及び安定的な運営が可能となる財政的基盤が評価されたものでございます。

なお、6施設とも指定管理期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。御審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○後藤施設課長 施設課でございます。

資料は、18ページでございます。

まず学校建設費ですが、1億1,005万9,000円の減額をお願いしております。

このうち主な内容を申し上げますと、説明欄の(2)校舎新・増改築事業は、入札残や計画変更に伴う1億2,189万9,000円の減額。

(3)文化財調査費は、矢部高等学校ほか2

校の改築に伴う埋蔵文化財調査が不要になったため、5,143万6,000円の減額でございます。

(4)県立高等学校施設整備事業及び(5)耐震改修事業につきましては、補助金交付決定による財源更正や経済対策事業の実施増による増額でございます。

次に特別支援学校費ですが、6,032万2,000円の増額をお願いしております。

内容につきましては、学校建設費と同様の理由で、(1)特別支援学校施設整備事業の補助金交付決定による財源更正や経済対策事業の実施増による増額でございます。

御審議のほどを、よろしくをお願いいたします。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案についての質疑に入りますが、まず先に警察本部に係る質疑を受け、その後、教育委員会に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、警察本部に係る質疑はありませんか。平野委員。

○平野みどり委員 裁判に関してなんですけれども、県警職員であった剣道部員の方が自殺されたということで、地裁での判決は出たわけですけども、県警としてはいじめはなかったという立場で控訴ということに決まったという意向をお持ちだということですが、今後、高裁あるいは最高裁まで争われるのかわかりませんが、血税をある意味使ったの控訴だという意味での県警としての裁判に臨む覚悟なり、あるいはその思いというか、そういう部分についてはどうお考えなのかということが1点。

そして、剣道部というのは、各都道府県の県警が持っている剣道部の中から世界的なチャンピオンとか世界選手権等でのチャンピオンが出ているという意味では、ほかのスポー

ツクラブとは違ってある意味特殊性もあり、そこでの貢献度という意味では武道の中であるんだろうというふうに思いますが、どうしてもやっぱり閉鎖的であったり、その中のいろいろな力関係というのがあるのかなというのを、今回のその事件といいますか、あるいは裁判で私たちも知るところになったわけですが、今後こういった県警の中にある武道に関して、修練してチャンピオンを出していくという場でのこういった不幸なことが起こらないようにするための対策なりは、どんなふうにお考えなのかということについて伺いたいというふうに思います。

以上、2点です。

○中野首席監察官 今回判決に対して控訴した、今後どういうふうに考えるかという質問についてであります。控訴をいたしました理由につきましては、県警としては、原告が主張するようないじめは一切なかったということで一貫して主張しております。判決では、疎外行為等を認定して、その慰謝料として損害補償金を支払えというものであります。今後とも県警の主張、一貫しまして今回のいじめはなかったということで控訴をし、さらに前に進むということになります。

○金高警務部長 質問につきまして、お答えいたします。

一般論で申し上げますけれども、自殺ですとか心の病、こうしたものに関しましては、確かに全国警察あるいは熊本県警職員においても、やはりいろいろな課題となっております。現在ではいわゆる本警察本部内の厚生課の保健師との連携、あるいは巡回指導等を行っております。こうした心の病あるいは自殺防止、こうした面につきまして我が方でもケアに努めておるところでございます。したがって、自殺、心の病、こうしたことに関しましては、より一層適正に取り組んでいき

たいと考えております。

○平野みどり委員 一般県民として考えると、やはり疎外行為、裁判所が認定した疎外行為というのがいじめに当たらないという県警の見解というのは、私自身はちょっと理解に苦しむなという部分はあるんですけども、それは三審制がありますから、その裁判の中でもう一度さらに明らかにしていきたいということだろうと思えますけれども、やっぱり県民として税金を使っての裁判だという部分ではしっかり心してといいますか、誠意を持って対応していただきたいなというふうに思います。

それと心の病に関しましては、県職員も教職員も県警職員もいろんな場面で今心の病を抱えて職務に当たっている、あるいは職場から去らなければならない状況になっている人たちがいるということはわかりますけれども、こういった狭いコミュニティの中ではどうしてもやっぱりいろんなことが起こりがちですので、それに関してはまたほかの職場とは違うというような認識の中で、そういった皆さんたちが健全にスポーツだけをしっかりと取り組んでいかれる、そして警察官としての職務を全うされるというような形で進められるように、もうこういったことが二度と起こらないように。もちろん自殺というのはいろんな原因によって起こるわけですから、1つのことが原因にはなっていないと私自身はそれは思いますけれども、こういったことが起こりがちだということはしっかりと肝に銘じていただきたいなというふうに思います。以上です。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。倉重委員。

○倉重剛委員 先ほど本部長から御説明がございました。その中で今後の熊本市を中心と

する環境の変化、それは新幹線、それから政令都市ということでいろいろ今後新たな課題が浮上してくるだろうという御説明の後に、特に今年はこのような課題に緊急かつ的確に対処していくために、犯罪の起きにくい社会づくりの推進、次は繁華街対策としての、わくわく都市くまもとクリーンアップ大作戦の推進、それから非行少年を生まない社会づくりの推進、暴力団排除条例の活用・定着による暴力団排除の推進という新しいテーマに向かってまた推進するという力強い御説明があったわけですが、もっと具体的に教えてほしいんです。この前暴力団の条例をつくらせていただきましたので、暴力団はよくわかりますけれども、だからそれも含めてひとつ具体的にどういう状況でどういう新しいテーマという位置づけをされて推進されていくのかということをお聞きしたいと思います。

○吉村生活安全部長 生活安全部長の吉村でございます。

今の御質問に1項目ずつお答えしたいと思いますが、まず犯罪の起きにくい社会づくりの推進ということです。

これは犯罪のない社会が理想ではありますが、完全にゼロになるということは難しい。強いて言うなら起きにくい社会、どうしたらいいか。過去に日本は世界で一番安全な国だと言われた時代がありましたが、昨今は怪しくなっております。その過去の治安を支えてきたものの要素の中で日本人の高い規範意識、それから地域のきずな、こういったものが非常に大きな要素だったのではないかと。そういったことにかんがみて将来にわたる治安環境を整備していくために、そういった規範意識からまずもう一遍育て直そうと、それから地域の連携、地域におけるところの犯罪抑止力、こういったものを、かつて日本には恥の文化だとかいろいろなものがありました。こ

れは警察だけでできる話ではありませんが、教育関係とか各地域団体等と連携をしながら、そういった土壌づくりから進めていこう。それからプラスで言えば、ハード面では防犯設備、防犯カメラの整備だとか、そういったことによってハード面でもそういった犯罪が起りにくい環境をつくっていかないと。これが第1点目でございます。

それから第2点目の繁華街対策としてのわくわく都市熊本クリーンアップ大作戦の推進でございますが、もうカウントダウンになってまいりました。こういったことで物流、人の流れ、大きく変化すると思います。そういう中で不純物も入ってくるかもしれない。反社会的勢力ですね。暴力団等の勢力も進出してくるかもしれない。こういったことを何とか阻止をして、世界に誇れる中心繁華街、特に県、市ともに観光立県、観光立市を唱えておられるわけでありますので、そういったマイナス要因が生じないように環境を浄化していこう。後ほど暴力団排除について刑事部長からも話があるかと思いますが、そういった暴力団の進出等、特に隣接県において暴力団対策は非常に強化されています。そういったことから、熊本の方に押し出されてきてもらっても困るわけございまして、そういった意味での環境浄化。それから申し上げました条例。先般9月に議会に提出しました迷惑防止条例、それから今回の暴排条例。こういったものの法令の整備とともに、官民一体となって、この中心市街地がそういった犯罪の温床とならないように環境を整えていくというのが第2点目でございます。

それから第3点目の、非行少年を生まない社会づくり。これにつきましては、高齢化・少子化の時代にあって子供はやはり宝だ。こういった子供たちが、少ない子供が犯罪・非行に走って行って落ちこぼれになっていく、こういったことになっていくと将来非常に危うい。だから、必ず少年は間違うこともあり

ます。そういった一たん非行に入った子供たちを再非行に走らせない。こういったように地域全体でそういった子供たちに立ち直りの機会、立ち直し支援の機会をつくっていくとか、そういった子供は宝という発想のもとに、地域と連携をしながら非行少年を生まない社会づくりを進めていこうというのが具体的な中身でございます。

4点目につきましては、刑事部長の方にお願ひしたいと思います。

○吉田刑事部長 暴力団排除条例につきましてでございますけれども、御承知のように4月1日から条例を施行してまいります。一部標章関係につきましては7月1日ということでございますけれども、もう1カ月弱に迫ったということで、警察としてもいろいろな取り組みをしております。まずこの暴排条例につきまして、県民の皆さん、あるいは事業者の方々はいろいろな形の中でこれをよく広報・周知してよく御理解していただく。そして同時に、また警察としても部内の教養をしっかりとやって、この条例の適正な運用に努めていくということ、その分をしっかりと取り組んでおります。いろいろマスコミ等、あるいは議会でも取り上げていただきまして、おかげさまでこの暴排条例につきましての周知といたしますか、大分進んできております。おかげでそのほか、機運としまして暴力団排除宣言とか、あるいはいろいろな形での業界、市町村でのそういう取り組みも進んでおりますので、この機運をさらに盛り上げていきたい。

そして具体的には、今、各種業界の方々に対して、この暴排条例というのはどんなものですよということをいろんな機会に説明をしております。今もやっておりますし、3月からいろいろまた特別強化地域の繁華街対策としても、そういう業界の方々にも北署の方に来てもらって説明会をするとか、いろいろ

な形で今やっております。そういうことで最終的には暴力団を壊滅する、あるいは弱体化させるというのが目的でございますので、ぜひこの条例を効果的に運用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○倉重剛委員 特に迷惑防止条例の制定後、やはり中心街の商店街の人は非常に心強く思っているんです。ただ心強く思っているけれども、内容的にはまだ専門的な、専門的というよりも身近なものとして受けとめてない生半可なところがある。今お聞きしましたら、北署を中心にかなり普及効果をやっていた。普及効果をやっていただいたということをよく存じ上げております。したがって非常に大事なことだと思ひますし、特にそこら辺のことを強く重んじながらやっていただきたいなということを感じました。目の前にもう新幹線が来ますから、いろんな方々が外部からも安心してひとつ熊本に来ていただくためにも非常に大事なことだと思ひます。

何度も申し上げますけれども、管轄の北署は非常に頑張っている。これは感謝申し上げますので、よろしく願ひします。以上です。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○守田憲史委員長 なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

引き続き教育委員会に係る質疑はありませんか。早田委員。

○早田順一委員 けさの新聞にも載ってございましたけれども、指定管理者制度の件でちょっと質問をさせていただきたいと思ひます。

今回6本の指定管理者制度がここに載っておりますけれども、新聞によると選ぶ側と選

ばれる側が同じ組織の人間で公平性が保たれてないということで載ってございましたけれども、今回は県の指針に従って選定をしたわけだからということで、今後は検討するというようなことだというふうに思います。

今回、私もいろいろホームページ等々を見て思っていたんですけども、この採点の中身です。それぞれ点数の1位と2位をとったところと次点だったところの点数の差を見てみると、40点ぐらい差が開いているところとか、あるいはこれは八代運動公園なんかは3.2しか離れていないところや、さまざまございます。ホームページに公表されているのが、選定を受けたところ、ここの部分だけが載っておりますけれども、その次点、その後のところが点数が載ってないわけです。だからやはり透明性を高めるためにも、こういったところもしっかりと公表した方がいいんじゃないかというふうに思いますけれども、その点の教育長のお考えを、透明性も含めたところでどのように考えておられるのかを、ちょっとお願いしたいと思います。

○山本教育長 今回、指定管理候補者の選定の案件を出しておりますけれども、その件が新聞等に掲載しております、大変御心配をおかけいたしております。

まず問いにお答えしますと、ホームページでは点数につきましては、候補者になった団体と、あとそれに参加してきた団体の点数全体についてはたしか出している、合計点としては全部出しているかと思っております。したがって、先ほどおっしゃったように八代運動公園に関してするならば、1位も2位も点数を出しているものですから、3点ぐらいということでございます。

それから、今実は新聞で2回ほど、3回かな、出ているんですけども、それで一番恐らく新聞の中で言われているのは、昔のことわざで言うなら李下に冠を正さずということ

だろうと思っております。そういうふうに私は受けとめております。別に冠の中に何も一切入れておりませんが、そういうことだろうと思っております。

実は、これは今回指定管理候補者というのは、教育委員会だけではなくて知事部局も議案としては出ているかと思っております。そういった意味からしますと、この指定管理候補者、我々は今指針に沿ってやっておるわけでございますけれども、先般知事が定例記者会見の中でこういうふうに、たしか発言されております。公平性・透明性を高める観点から見直さなくてはならないと考えている。それらを来年度見直しを検討するように指示したというふうなことを記者会見でおっしゃっておりますし、知事もある意味、今私が申し上げたような思いから、たぶん知事としておっしゃったんだろうと思っておりますものですから、私といたしましても、この指針、今は指針でありますけれども、今後の指定管理、どうやって指定管理者の候補者を選定していくか。あるいは今こういった財団あるいは社団という形で、県としての主務官庁としての県の立場で関与している団体というのはほかにもございますので、その辺も含めて、その辺の団体のあり方あたりも含めて知事部局は恐らく知事の指示を受けて検討されると思いますので、私といたしましても一緒になって、あるいは教育委員会の独立性があるのであれば、それらのところ等については教育委員会としても早急に検討していきたいというふうに思っております。

○早田順一委員 選ぶ側と選ばれる側が同じ人間の人がいらっしゃるというようなことだったんですけども、私は例えばその考え方としては別に、専門的な分野ですから、そこまでは思わないんです。おられてもいいときもあると思います。ただ県民から見たときに、要はどうやって決まりましたよ、ここが

特色あることだったから決まりましたというのは、先ほど理由で説明がありましたけれども、そういったのを点数、やはり合計点だけじゃなくて一つ一つの内容の配点がされていますけれども、こういったのもしっかりと公表して、こことここが違うからこっちの方がすぐれていたんだよというのをやっぱり県民に知らせた方が、私は透明性も高まってわかりやすいんじゃないかというふうに思っております。それをすることによって、やはりだめだったところも競争意識が働いて、次はこうやって頑張ってみようかとか、そういうこともやっぱりまたプラスになることでしょうから、そういった意味で公開をしっかりとした方が私はいいと思っておりますけれども、その辺をぜひ今後考えていただいた方が、私は県のためにもなるんじゃないかと思っております。

○守田憲史委員長 答弁を求めますか。

○早田順一委員 はい。

○山本教育長 先ほど申し上げましたように、いろんな角度から選ぶ方あるいは選ばれる方、そうやって今度どういうふうに指針の中身として出していくかということ、そういうことを含めてしっかりと検討したいと思っております。

○平野みどり委員 関連していいですか。早田委員がおっしゃったことは、本当に同感でして、今回は7人のうち3名が県関係ということですが、お一人方も昔教育職におられたということでは7分の4なのかなという気がします。報道によりますと、横浜市の方では審査をもう全部外部に委託しているというようなことも含めて、見直し等は必要なのかなという気はします。それと先ほど早田さんも言われたように点数だけが、この点数でした

ということじゃ、何の改善もできない。次に挑戦するときはここをやっぱり補強しようかなというようなことをそれぞれの団体が考えられるわけですから、そこら辺はもっと細かく採点の結果を出されるべきだろうと思えますし、例えば、どの委員がどういう発言をされたか。それが個人の名前が出るか、A、B、C、D、Eというような形になるかは別として、どういうところを見られたのかというようなことも含めて明らかにならないと、改善のしようがないんじゃないかなというふうに思います。

私自身は、そもそも指定管理者の制度が始まったときに、これは無理があるなと正直思ったところはあるんです。例えば、スポーツ振興事業団などは100人規模の職員を抱えられて、その中にはいわゆる天下りという方たちもおられるとは思いますが、一般のプロパーの職員の皆さんたちもおられるわけで、その方々が5年ごとに首がつながるだろうかというようなことを心配される部分ということは果たしてどうなのかというような思いはあります。また別に、もう少し小さい規模の事業だったらもっと障害を持った方たちも含めたNPOなどがどんどんとれるのに県関係のところをとっているよというような話も聞いたりもしますし、そこら辺、指定管理のあり方そのものも県の中でしっかりと見直していくというときに来ているのかなというふうに思います。

蒲島知事が今後見直すと言われたのも、そこら辺も含めてなのかなという気がするんですけども、また重なるかもしれませんが、教育長のお考えをお願いいたします。

○山本教育長 冒頭申し上げましたように、これは県全体で、いわゆる制度設計の話でございますものですから、それは知事がどういう形で担当部局の方におろすかどうか、まだ我々としてはわかりませんが、その辺

を十分連携をとりながら、いい方向に行くようにしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

○山本秀久委員 今いろいろ聞いているけれども、今、制度的な関係があるというような話だけでも、直すべきものはすぐ率直に直さなならぬ。それが行政の怠慢なところがあるわけです。いつでも言葉で、すぐ直します、直しますと言うけれども、なかなかそれができない。今まで改革をしないんだ。だから私がいつでも言うように、生き字引がないんだ。前でも、生き字引がないために4年も政策がおくれているわけです。だからその間に生き字引を育てなさいと言っていることは、そこの基本があるわけだ。だから今、両方の委員から話があったように、問題点があってもそれを改革できる者が出てこないんだ。だから私が言っていることは、何でも制度、制度だと言うんじゃないで、制度が悪ければすぐ変えればいいのか、そういう思いを持っていかぬと今後いかぬと私は思うから、要望しておきます。

○倉重剛委員 この問題については言いたいことが、教育長とさして話をしたいぐらいたくさんあるんです。しかし、僕もスポーツ関係をいろいろと関係しているんですが、言いません。ただ2つだけひとつ確認したい。

これ、公正・公明ですか。どうですか。はっきり答えてほしい。

○山本教育長 私は、そこには私自身、何らの利害関係を持って選んだつもりは毛頭ございません。

○倉重剛委員 いや、教育長がじゃなくて、要するに選考委員会そのものについてのそれぞれの立場の方々が、公正・公明であるかということの確認をしたい。

○山本教育長 行政側は、一応担当の部局長それから次長、そして主管課長ということで3人選んでおります。これはもうこちらがお願いする側におりますから、この3人は私はこれは仕方がないと思っております。今の…

○倉重剛委員 その影響力というのは非常にあるということは、わかるでしょう。

○山本教育長 はい。ただし、今度は候補者の方に、手を挙げている側からすると、スポーツ振興事業団という財団、これは県が出捐している、お金を出している団体であることは間違いございません。それから一応教育委員会が許可している財団法人であることも間違いなし、主務官庁として監督権限もありますし、場合によっては監査とかいろんな命令を発することもできます。そういった意味で一切かわりがないとは申しませんが……

○倉重剛委員 委員長、そこが問題だ。そこが問題。

○山本教育長 ただ、7人の今回選定の中では、それぞれの自分たちがどういう点数をつけたかということに対するやり取りは一切いたしておりません。したがって、全部自分の責任において選ばれた点数を最後にどんと足してこの合計点を出しておりますものですから、私はその点については一切、公平だというふうに思っております。

○倉重剛委員 それは、では公明・公正であるということで確認をいたしました。

いま一つ、スポーツ振興事業団というネームが出る。ここにも非常に関係が深いわけだ。ここは運営委員会というのがあります。

この運営委員会、何と言うのかな、運営委員会と言うのかな。その中にも現職の皆さん方、もしくは過去のもちろん理事長、委員長か、理事長あたりはたしか前の教育の次長だったかな。そういう関係者だから、こちらの方の見方というのものも、今発言があったような形の中でこういう発言が正直言って出てくるわけでしょう。だから新聞に書いてある。知事の説明、説得力を失うとか書いてある。まさにそのとおりなんです。これは正直言って、県民は納得していませんよ。今後大きくいろんな問題が出たときに、あなたたちがどうするか、どういう対応をする。だから僕は公明・公正かということ聞いたわけですけども、だからそういうことで非常に問題が大きいと私は思います。

それからもう一つ。今、山本委員からも制度を変えろ、すぐ変えるべきだ。あと4年後、5年後に変えるということが問題じゃないんですよ。今回が問題なんです。そこをはき違えないようにしておかないと。今回、では覆水盆に戻らず。これは戻れないでしょう。これは恐らく行政が決定した以上は、実際もとに戻すことはないわけだから。しかしそれが問題だという指摘が非常に強いということです。だからそういうことで、やっぱり対応すべきはちゃんと対応してちゃんとした説明を行わないと、この新聞のように正直言ってこれは続いていきますよ。正直言って、非常にこれは汚点だと私は思う。委員長、以上です。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

なければ、これですべての質疑を終了します。

しばらく休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時28分再開

○守田憲史委員長 再開いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第9号、第28号、第41号から第46号まで、第53号から第55号まで及び第102号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外13件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外13件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

3月10日に後議の委員会がありますので、本日は特に急ぐ必要のある案件についてのみお願いしたいのですが、その他で何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午前11時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長